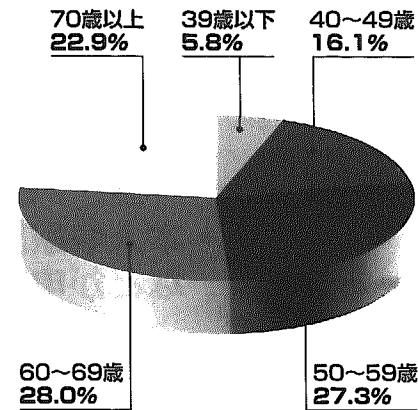


■図2 介護保険の対象者

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人
給付の対象者	●寝たきり・痴呆などで入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な人で認定を受けた人 ●家事や身じたく等の日常生活に支援が必要な人で認定を受けた人	初老期痴呆、脳血管障害などの特定疾患によって介護等が必要となった人で認定を受けた人
保険料	所得段階に応じて市町村ごとに設定	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定
保険料の支払方法	●年金額が一定額以上の方は、年金から天引き ●それ以外の方は市町村に個別に支払い	医療保険料と一括して支払い

■図1 介護する人の2人に1人は60歳以上



(厚生省資料より)



高齢者介護を社会全体で支えるしくみ

# 介護保険制度が

平成12年4月1日からスタートします

問い合わせ  
 役場保健衛生課保健係  
 ☎377-3101 内線125

## 高齢社会から生まれた テーマ「介護」 制度創設のねらい

我が国では、高齢化が急速に進み、21世紀前半には国民の4人に1人は65歳以上という超高齢社会を迎えます。

「人生50年」といわれていたつい半世紀前は、介護という問題があまり発生していない時代でありました。しかし、現在は平均寿命も伸びる人生80年時代に入り、世界でも有数の長寿国となっています。

これは、昭和60年代からの高度経済成長により、経済的に豊かな暮らしを実現させ、また、衛生状態の改善や医療が充実し高齢者の寿命を大きく伸ばすことになりました。

また、少子化や核家族化の進行等により、社会の人口構造や家族の形態が変わりつつあります。

介護を必要とする人は、年齢が高くなるほど、寝たきりや痴呆などの割合が増えてきます。また、介護している人の年齢構成を見ると60歳以上が半数を占めており(図1)、女性が圧倒的に多い状況であります。

このようなことから、介護の問題は老後の不安要因になっていきます。

## 「介護」を社会全体で支える

このような状況に対して、これまでの介護サービスのあり方を見直し、「高齢者介護」を社会全体で支えていくことと「介護保険法」が昨年12月に成立しました。

現在は、介護を受ける側の意思が尊重されないことや医療機関で介護しきれない高齢者を診てもらおう「社会的な入院」などで医療費の負担が増加している等の問題があります。また、高齢者の多くの方は、住み慣れた所で暮らしたいと願っています。創設される介護保険制度は、社会保険方式により、介護を社会全体で支え、利用者の選択により、多様なサービス提供者から保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できることをねらいとしています。

## 制度の概要

### ● 保険料の負担は40歳以上 運営主体は市町村

介護保険の運営主体は市町村です。介護保険の保険料は、40歳になった時から亡くなるまで、みんなが支払うこととなります。65歳以上の高齢者(第1号被保険者)の保険料は、所得段階に応じて